

平成27年度 施策評価表

課・グループ名

まちづくり課企画情報グループ
 税務課収納対策グループ
 総務課財務グループ

作成年月日：平成28年8月29日

施策名	①財政運営の健全化 1-2-①		
1. 施策の現状分析及び展開方向			
政策・施策の体系	大項目	中項目	小項目
	1. 町民協働に支えられる自立したまちづくり	(2) 持続可能な行財政運営の推進	① 財政運営の健全化
① 施策のねらいと展開方向	<ul style="list-style-type: none"> ●南幌町町税等収納対策本部を中心とした徴収体制を活用し、幅広く集中的な特別徴収を行い、全庁的な収納業務を推進します。また、租税への理解を深めるとともに、納税意識を喚起するため、町広報誌等を活用した積極的な情報提供に努めます。 ●南幌町行財政改革実行計画の取組みにより行財政改革を進め、持続可能かつ安定的な財政運営に努めます。 ●総合計画の着実な推進に向け、計画で掲げた施策の達成指標や事務事業の評価について、外部評価を導入した行政評価システムにより検証し、効果的・効率的な行財政運営を推進します。 ●公共施設の計画的な大規模改修、遊休施設の有効活用など、公共施設の効果的・効率的な管理運営に努めます。 ●物件費、補助金等の適正な執行を行うとともに、経常経費の抑制に努めます。 ●ふるさと納税制度の活用などにより、新たな自主財源の確保に努めます。 		
② 施策の現状と課題	現 状	課 題	
	<ul style="list-style-type: none"> ●町税等は、督促・催告等により早期に納付催告し収納率の向上に努め、公平・公正な税務行政を推進しています。また、未来を担う子ども達に貴重な財源である税金の重要性を理解してもらうために、小学生に対する租税教育活動及び中学生を対象とした租税教室を開催しています。 ●行財政改革の遂行により、危機的な財政状況のピークは過ぎたものの地方自治体を取り巻く環境は、依然として厳しい状況にあります。 ●地方自治体の財政状況については、財政健全化法の施行により、実質赤字比率など4つの指標を公表することとされています。新発債の抑制等により年々比率は下がっている状況で、本町の平成26年度決算数値は、実質公債費比率が14.8%ですが、全道平均9.2%と比較すると依然として高い比率の状況にあります。 ●住民等に対する情報公開や財政の効率化、適正化を一層進める観点から、公会計制度による資産・債務の情報開示をしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ●滞納者の状況に応じた納付管理を行い、悪質滞納者に対しては厳正な滞納処分を行うことが必要です。また全庁的な納税意識の高揚につながるための啓蒙活動を行う事が重要です。 ●南幌町行財政改革実行計画の着実な実行など、引き続き効率的な財政運営を図る必要があります。 ●自主財源確保のため、町税徴収率の向上対策のほか、新たな取り組みを検討する必要があります。 ●多様化する町民ニーズに対応したサービスを提供するためには、施策・事業の効果や効率性について評価する必要があります。また、評価結果の公表については、町民にわかりやすい方法が必要です。 	

2. まちづくりの成果指標の設定、達成状況							
① 成果指標	設定の意図		まちづくりの成果指標名			数値化	
			成果指標 (総合計画・施策評価)		○	可能	
			財政健全化法に基づく健全化判断基準(4比率)			不可能 未計測	
			代替指標 ※成果指標がない場合			指標の設定 可能 不可能	
※施策目的(施策の意図)の達成状況を把握するための指標を記載しています。							
② 指標データ	単位	過年度実績			評価年度	目標年度	達成率増減の理由
		H24	H25	H26	H27	H28	
目 標	別紙1	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	・新債発行抑制による公債費元利償還金の減少など、行財政改革実行計画による行政改革の着実な実行により、健全化判断基準(4比率)が改善傾向となってきている。
実 績		早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	早期健全化基準以下	
達成率							
評価視点		評価結果				理由・課題・問題点	
③ 施策の達成状況		A 計画目標に向けて順調に推移 (目標達成は十分に可能である)				施策の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・行財政改革実行計画やふるさと納税制度の活用などの収入に係る取組を継続して行うことにより安定した財政運営を行うことができると考えられる。 ・平成27年度決算ベースでの早期健全化基準と比較し実質公債費率及び将来負担比率ともに基準を下回り、昨年度と比較し比率も下回っている。 ・コンビニ収納により、24時間365日納付できることで納付の拡大が図られ、住民サービスの向上に努めた。
		B 計画目標に向けて概ね順調に推移 (目標達成は可能である)					
		C 計画目標に向けての進捗はやや遅れている (目標達成が遅れる可能性がある)				B	
		D 計画目標に向けての進捗は遅れている (目標達成は難しい)					

3. 施策を構成する事務事業の評価		
【種類】事務事業の種類	【必要性】事務事業の必要性	【妥当性】町の関与の妥当性
(1) 自主事業(自主) (2) 施設管理事業(施管) (3) 経常的事務(経常) (4) ハード事業(ハード)	(1) 町が保障する町民生活の最低水準に関わるもの (2) (1)を超えるサービスで町民ニーズが大きいと考えられるもの (3) (1)を超えるサービスで町民ニーズが小さいと考えられるもの	(1) 町が実施主体となり、企業等が補完的な役割を行う事業 (2) 実施主体は企業や町民団体等が適当であり、市が補完的な役割を担う事業 (3) 企業や町民団体等による実施が妥当な事業

①事務事業評価結果											施策への 貢献度 <高い> <普通> <低い>		
事業 番号	事務事業名	種 類	所 管 課 名	成果指標	評価年度(H27)		事務事業の内容	必 要 性	妥 当 性	事務事業 評価結果 (方向性)		事業費(千円)	
					目 標	単 位						H27実績	H28予算
1	行政評価システム事業	(1)	まちづくり課	評価結果(施策)	58	件	事務事業及び施策の内部評価を行う。また、外部評価委員会として、これまでの総合計画進行管理委員会を廃止のうえ、行政評価委員会を設置し、施策の外部評価を行うとともに、総合計画基本計画の進捗管理を行う。	Ⅲ	Ⅰ	1 現状のまま継続	62	高い	
					58	件					125		
2	町税等収納対策本部設置事業	(1)	税務課	町税等の収納率<別紙>	別紙		・特別訪問徴収=本部構成員による電話催告と戸別訪問の実施 ・滞納整理=悪質滞納者の実態調査、滞納処分の協議及び執行 ・納税・納付啓発=口座振替の勧奨と休日・夜間窓口の周知	Ⅲ	Ⅰ	1 現状のまま継続	168	普通	
											171		
3	租税教育事業	(1)	税務課	税の標語コンクール ①応募人数 ②作品数 ③租税教室の参加者数	①100 ②180 ③80	①名 ②点 ③名	・小学5、6年生を対象に「税についての標語コンクール」の実施(町主催)。 ・特別授業として中学校を対象に「租税教室」の実施。(町主催：講師は町担当職員、空知総合振興局) ※参考：中学生を対象にした「税についての作文」(全国納税貯蓄組合連合会主催)を中学校独自で実施している。	Ⅲ	Ⅰ	1 現状のまま継続	12	普通	
					①106 ②155 ③78	①名 ②点 ③名					12		
年度別施策全体の事業費合計(千円)													
H27事業費											242		
H28予 算											308		

②H28に実施した新規事務事業				
実施計画	実施主体	事務事業名	事務事業の内容	H28予算(千円)
1	町	新地方公会計事業	固定資産台帳整備と財務諸表の作成業務	5,076

評価視点	評価結果	理由・問題点
③事務事業の妥当性 (手段は妥当か)	A 効果的な事業構成である。 (現状のまま継続する)	事業構成の妥当性 A ・引き続き町財政運営の健全化を進めるにあたり、行財政改革実行計画に基づき、継続して行財政改革の取組が必要であることから継続実施が必要な項目を選定し全庁的に実施する必要がある。また、今後は公共施設の老朽化に伴う大規模改修や改築など多額の支出が考えられることから、公共施設等総合管理計画の策定や新地方公会計制度を導入するなど、計画的な財政運営を実施しながら行政評価による施策・事務事業評価において、内部・外部評価は継続して行う必要がある。 ・町税等収納対策本部設置事業について、「税」担当と連携した強化だけではなく、「料」と連携した取組みの強化が必要であるため、事務段階の打ち合わせ会議の拡大、折衝記録の共有化など電算システムの改修をすることにより、滞納者の管理が一元化となり、業務が効率よくなると思われる。
	B 概ね効果的な構成である。 (一部見直し等の余地がある)	
	C あまり効果的な事業構成はない。 (見直し等の余地が大きい)	
	D 事業構成に問題がある。 (抜本的な見直し等が必要である)	

4. 今後の方向性 ※外部評価(行政評価委員会)																																													
①総合評価 (今後の展開、 事業の見直し等) 委員会評価	特に課題とすべき指摘事項はない。																																												
	事業の方向性																																												
	優先度 A~D (ランク)																																												
	事業番号																																												
	平成29年度以降の予算の方向性																																												
	<table border="1"> <tr> <td>A</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>3</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>拡大</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>維持</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>縮小</td> </tr> </table>	A											B	1	2	3							拡大	C										維持	D										縮小
A																																													
B	1	2	3							拡大																																			
C										維持																																			
D										縮小																																			

平成28年10月1日
南 幌 町

財政健全化法に基づく南幌町の健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）により、町の財政状況を判断するため健全化判断比率の算定及び公表が義務付けられています。

1 健全化判断比率

財政健全化法においては、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するためのものとして、以下の4つの財政指標を「健全化判断比率」として定めています。この4つの比率がどのような状況かを判断する基準として、「早期健全化基準」（黄信号）、「財政再生基準」（赤信号）が設けられ、基準以上となった場合には財政健全化計画及び財政再生計画を策定しなければなりません。

① 実質赤字比率

一般会計等の実質赤字の標準財政規模に対する比率

② 連結実質赤字比率

全会計（一般会計＋公営事業会計）の実質赤字の標準財政規模に対する比率

③ 実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④ 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率

【平成27年度決算による算定】

	南幌町	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	—	15.0%	20.0%
連結実質赤字比率	—	20.0%	30.0%
実質公債費比率	14.0%	25.0%	35.0%
将来負担比率	67.6%	350.0%	

※ 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、該当がないため「—」表示となっています。

※ 実質赤字比率は、一般会計等の実質収支が黒字であり実質赤字は生じないため該当ありません。

※ 連結実質赤字比率は、一般会計等の実質赤字、公営事業会計の資金不足がいずれも生じないため該当ありません。

※ 実質公債費比率は、標準財政規模に対する比率であり平成25～27年度の3か年平均の数値が18%を超えると起債許可が必要となり、25%を超えると一部の起債発行が制限されます。

◎ 上記のとおり、健全化判断比率は早期健全化基準及び財政再生基準に達しないため、

財政健全化法に基づく財政健全化計画及び財政再生計画の策定は不要となっています。

【過去3年間の各比率の比較】

	平成25年度	平成26年度	平成27年度
実質赤字比率	—	—	—
連結実質赤字比率	—	—	—
実質公債費比率	15.8%	14.8%	14.0%
将来負担比率	89.3%	80.2%	67.6%

※ 前年度と比較して実質公債費比率が減少した理由は、新債発行抑制による公債費元利償還金の減少及び地方消費税交付金による標準税収入額等の増加が主な要因です。

※ 前年度と比較して将来負担比率が減少した理由は、退職手当負担見込額の減少及び財政調整基金による充当可能基金の増加が主な要因です。

2 資金不足比率

資金不足比率は、公立病院や下水道などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。経営健全化基準以上となった場合には、経営健全化計画を定めなければなりません。

公営企業は必要な費用を自身の料金収入によって賄わなければなりませんので（独立採算の原則）、公営企業会計の赤字や借金が大きくなって一般会計に大きな影響を及ぼさないよう、会計別の収支（企業の経営状況）を事前にチェックしています。

【平成27年度決算による算定】

特別会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	—	20%
下水道事業特別会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

※ いずれの会計も資金不足額が生じていないため「—」表示となっています。

◎ 上記のとおり、いずれの公営企業会計も資金不足比率は該当していないため、財政健全化法に基づく経営健全化計画の策定は不要となっています。

総務課財務グループ
電話：011-378-2121(内線232)
FAX：011-378-2131
E-mail：g-zaimu@town.nanporo.hokkaido.jp

成果指標	指標名	項目	H27	単位
	(内容) 町税等の収納率	目標値	町民税(個人) 100.00% 町民税(法人) 100.00% 固定資産税 100.00% 軽自動車税 100.00% 国民健康保険税 100.00% 後期高齢 100.00% 介護保険料 100.00% たばこ税 100.00% 入湯税 100.00% 公営住宅使用料 100.00% 保育料 100.00% 給食費 100.00%	
実績値		町民税(個人) 99.50% 町民税(法人) 99.86% 固定資産税 99.87% 軽自動車税 100% 国民健康保険税 97.81% 後期高齢 100% 介護保険料 99.77% たばこ税 100% 入湯税 100% 住宅使用料 99.00% 保育料 100% 給食費 99.75%		%